

第161回建設運輸委員会

自然災害対策、各種交通基盤整備など 申し送り事項を了承



挨拶する森田副委員長

建設運輸委員会（委員長＝須永宣延熊谷市議会議長）は2月13日、正副委員長会議の

後、ルポール麹町で第161回委員会を開催した。委員長欠席のため、委員会冒頭の副委員長挨拶で、森田

仲一副委員長（高梁市議会議長）から要望活動の結果を簡潔に報告。以後、森田副委員長により議事を進めた。続いて、国土交通省、内閣府からの講師説明を聴取、事務報告を了承し、協議に入った。

た。

協議では、29年度要望結果の概要を了承。次年度委員会への申し送り事項については引き続き要望する必要がある事項（下掲）を原案の通り申し送ることとした。また、今後の運営について、▽5月30日開催の第94回定期総会等で須永委員長から要望結果を報告する▽委員会で議長交代があった場合は補欠選任を行わず欠員とする▽今後、対応すべき事案が生じた場合は、正副委員長に一任することとした。なお、講師説明では、海谷

厚志・国土交通省大臣官房会計課長から「平成30年度国土交通省予算の概要について」と題し、予算の概要のうち▽国民の安全・安心の確保▽生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化▽豊かで活力のある地域づくりーなどについて、黒田昌義・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（統括担当）から「平成30年度内閣府防災関係予算の概要について」と題し、内閣府防災部門予算案のうち内閣府重点施策に対応した事項である▽大規模地震対策の強化▽大規模災害時における被災者

の住まいの確保の推進▽最新のICTの防災分野への更なる活用ーなどについて、それぞれ説明があった。

※申し送り事項

- ① 地方創生及び地方分権改革の推進（地方創生の推進、地方分権改革の推進）
- ② 防災・減災対策の充実強化（地震・津波・火山防災対策の充実強化、台風・集中豪雨対策等の充実強化、防災・安全に資する社会資本整備事業への支援）
- ③ 防災・復興支援対策の充実強化、原子力発電所の安全対策の充実強化、消防防災体制の充実強化
- ④ 自然災害対策の推進（防災・減災



建運委員会の模様

意見書・決議の状況

29年2月～30年1月 可決分

道路整備事業の補助率かさ上げの継続が最多

本紙では、全国の市区議会において可決した意見書・決議

議会トピックス

議のうち、本会に報告のあったものについて、①2013号2・3面（29年2月～4月可決分）②2022号2・3面（29年5月～7月可決分）③2031号2・3面（29年8月～10月可決分）④2039号4面（29年11月～30年1月可決分）の4回にわたって、件数を集計した表とともに

に内容を掲載してきた。今号では、29年2月1日から30年1月31日までに可決した1年分のうち50件以上のものを件数が多い順に取りまとめ、表に掲載した（3面表参照）。また、100件以上の意見書・決議について、その概要とともに、関連する30年度の

国の予算案・施策などを紹介する。道路整備事業に係る補助率などのかさ上げ措置の継続」を求めるもので292件だった。ほとんど全ての意見書が「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、29年度末までの期限措置とされている補助率のかさ上げなどを30年度以降も継続するよう求め、

※「本会に報告のあったもの」とは、各市区議会から本会ホームページのメンバーのページのオンライン調査・回答システムに入力された意見書・決議のほか、郵便などで受け付けたもの。なお、入力方法などの問い合わせについては、本会調査広報部（☎03-3266215237）まで。

【3面へ続く】

対策の推進、地震・津波対策の推進、災害時の情報伝達等の充実強化、治山・治水対策の推進、災害復旧・復興支援）④各種交通基盤整備の推進（道路の整備促進、新幹線鉄道の整備促進、地方鉄道等に対する支援、JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援、地域公共交通に対する支援、地方航空路線の整備促進、港湾の整備促進、離島航路・航空路に対する支援）⑤都市基盤整備の推進（社会資本整備事業等の推進、下水道整備の推進、中心市街地活性化の推進、都市公園の整備推進、郵便局サービスの維持、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備）⑥観光立国の推進（訪日外国人の増加に向けた施策、魅力ある観光地域づくりの促進）

平成29年2月1日から30年1月31日までの意見書・決議の可決状況

件名	意見書	決議
○道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続	292	—
○義務教育費国庫負担制度について(制度の復元、堅持など)	169	—
○北朝鮮によるミサイル発射、核実験に対する抗議	44	110
○森林環境税の創設	139	—
○地方財政の充実・強化	115	—
○無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進	115	—
○核兵器禁止条約について(条約の署名、批准など)	95	2
○受動喫煙防止について(健康増進法の改正、条例化など)	97	—
○ギャンブル等依存症対策の抜本的強化	75	—
○プログラミング必修化に対する支援	70	—
○指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入	68	—
○私学助成の充実	59	—
【小計】	1338	112
○その他	1473	173
【総合計】	2811	285

※30年2月18日までに受け付けた件数を集計
 ※件名は代表的なもので、同内容のものも含めている
 ※意見書・決議の件数が多い順に掲載(50件以上のもの)

地方財政の充実・強化
 「地方財政の充実・強化」は115件。ほとんどの意見書が、①地方一般財源総額の確保②社会保障予算の確保と地方財政措置③「歳出特別枠」「まち・ひと・

②観光拠点や観光案内所における整備の一層の促進③防災拠点などへの整備を行う地方公共団体に対する財政的支援措置の導入の3つを求めた。このうち③については、28年12月に総務省が「防災等に資するWi-Fiの整備計画」を策定し、29、31年度の3力年において、約3万箇所(整備済み含む)を整備するとされた。公衆無線LAN環境整備支援事業が創設され、防災拠点などにおけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体の費用の一部を補助するとされた。29年度は31・9億円の予算で2・1万箇所の整備を終え、30年度予算案では14・3億円で4000箇所整備するとされている。

各市議会から本会ホームページのオンライン調査・回答システムに入力された意見書・決議(平成16年以降のもの)は、メンバーのページから検索し、閲覧できる。なお、メンバーのページを利用するには、IDとパスワードが必要となる。IDなどについては、29年3月31日付け「(全議M1第5号)全国市議会議長会ホームページについて(お知らせ)」で各議事事務局に通知している。

【2面から続く】
 30年2月2日、かさ上げ措置の適用期間を39年度末まで10年間延長する道路財特法の改正を含む「道路法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出された。法案ではほかに、改築・修繕に係る補助事業の補助率(現行10分の5)の10分の5・5への引き上げなどの拡充も規定する。また、現行でかさ上げ措置対象外の補助国道等の修繕を、地方公共団体による老朽化対策への支援強化のため、対象とする。財政力に基づくかさ上げについても、現行対象外の市町村

道の改築と補助国道等の修繕を対象としている。
義務教育費国庫負担制度について
 「義務教育国庫負担制度について」は169件。意見書は、負担割合の復元を求めるもの、制度の堅持を求めるもの順で多かった。30年度も制度が堅持され、負担割合に変更はない。
北朝鮮によるミサイル発射、核実験に対する抗議
 「北朝鮮によるミサイル発射、核実験に対する抗議」は154件。1年間4回の全ての集計時で、意見書・決議の

議決状況の表(件数の多いものを順に掲載)で取り上げている。このうち、意見書が44件、決議が110件。
 意見書では、北朝鮮に対する毅然とした対応、ミサイル発射、核実験などの問題の解決などを求めた。決議では、ほとんどがミサイルの発射、核実験に対し、抗議、非難を表明している。併せて、核やミサイル計画の放棄を求めるものもあった。防衛省の資料によると、29年中は弾道ミサイルが最低でも計14日で計17発発射され、核実験が1回実施されている。

森林環境税の創設
 「森林環境税の創設」は139件。ほとんどの意見書が森林環境税の早期導入を求めていた。併せて、創設までの必要施策の推進のため、予算の十分な確保を求めるものもあった。「平成30年度税制改正の大綱」において、森林環境税(仮称)が、31年度税制改正で、森林環境譲与税(仮称)とあわせて創設するとされた。森林環境税の内容は与党の税制改正大綱と同じため、2035・6号8面の「30年度与党税制改正大綱」の記事を参考されたい。

しごと創生事業費」の現行水準の確保の3つを中心に49項目を求めた。
 ①30年度地方財政対策において、一般財源総額は、29年度より356億円増の62兆1159億円が確保された。②30年度政府予算案において、社会保障関係費は、29年度より4997億円増の32兆9732億円が確保された。③30年度地方財政対策において、歳出特別枠は、公共施設などの老朽化対策や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保した上で廃止され、まち・ひと・しごと創生事業費は29年度と同額の1兆円が確保された。(2037号1面に30年度予算案、同号2面に30年度地財対策の記事を掲載)

無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進
 「無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進」は115件。ほとんど全ての意見書が2・3月可決分。Wi-Fi環境については、①公共交通機関や宿泊施設などの民間施設に対する支援事業の一層の拡充

都市研「都市における広域連携のあり方」に関する調査報告書を決定 ―新会長に川上福岡市議長―

第107回会
第総

都市行政問題研究会は2月8日、都市センターホテルで役員会の後、第107回総会を開催した。

総会の冒頭、天沼久純会長（盛岡市議会議長）から「2年間の調査研究の集大成である『都市における広域連携のあり方』に関する調査研究報告書（案）について協議された。」「などの挨拶をした。続いて、事務報告を了承し、協議に入った。



挨拶する天沼会長

「『都市における広域連携のあり方』に関する調査研究報告書（案）について』では、標記の報告書を決定した。報告書は、28年8月の第104

回総会で調査研究テーマを「都市における広域連携のあり方」に決定した後、加盟82市（当時）への調査、広域連携に関して先進的な取り組みを行っている姫路市、千葉市、倉敷市、八戸市への現地調査、学識経験者等からの講演聴取などを踏まえ、とりまとめて「発刊にあたって」か

協定指定 次期会長に山下大阪市議長

第15回会
第総

全国市議会議長会指定都市協議会（会長＝松原成文川崎市議会議長）は2月14日、都市センターホテルで第15回総会、研究会を開催した。

総会では、松原会長から

「29年度最後の総会となるので、30年度の活動案などを協議する。また、会長として最後の総会であり、誠心誠意務めを果たしたい」などの挨拶

【5面へ続く】

ら始まり、428ページに及ぶ①「第1章都市における広域連携の現状」②「第

II章都市における広域連携のあり方」―を柱として、「おわりに」と177ページの「資料編」からなる（報告書目次（詳細項目を除く）を下掲）。後日、加盟市へ送付する。その後、全814市区へ送付し、本会ホームページにも掲載する予定。②については、後に本紙に概要を掲載する。

「平成30年度会議日程（案）について」では、第109回総会（31年2月12日開催）までの会議日程を原案の通り決定した。

「平成30年度予算（案）について」では、加盟78市の負担金を主な歳入とする30年度予算を原案の通り決定した。



選考結果を報告する宮内選考委員長



都市研新会長
川上晋平（福岡市）

ンケート調査について」では、全加盟市に対するアンケート調査を実施し、30年度に改めて、調査研究テーマを協議するとした。

役員改選では、宮内春雄役員選考委員長（徳島市議会議長）から、1月10日の役員選考委員会で、理事候補11市を選出し、この中から会長候補に福岡市、副会長候補に旭川市、四日市市を、監事候補（理事候補とは別）に札幌市、和歌山市、呉市を選出したとの報告があり、報告の通り次期役員市を選任した（新役員市一覧を右下掲）。新会長には、川上晋平福岡市議会議長が就任した。

新役員を代表して、川上新会長から「各都市が抱えるさまざまな課題から新たな調査研究テーマを選定し、その調査研究に全力で取り組む」などの就任挨拶があった。続い

て、前役員を代表して天沼前会長から退任挨拶があった。また、規約と申し合わせに基づき、天沼前会長に相談役を委嘱した。

【新役員市一覧】

- ▽会長＝福岡市
- ▽副会長＝旭川市、四日市市
- ▽理事＝山形市、長岡市、市川市、川越市、高槻市、姫路市、倉敷市、高松市
- ▽監事＝札幌市、和歌山市、呉市

【相談役】盛岡市

報告書目次

- ※目次を本紙が編集発刊にあたって
- 第I章 都市における広域連携の現状
 - 1 「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果（①広域連携制度の活用状況②広域連携の現状と課題③広域連携に関する基本条例等④加盟市議会における取組―について）
 - 2 「都市における広域連携のあり方」に関する現地調査結果（①兵庫県姫路市②千葉県千葉市③岡山県倉敷市④青森県八戸市）
- 第II章 都市における広域連携のあり方
 - 1 都市における広域連携を取り巻く状況の変化（①広域連携に係る制度の沿革②新たな広域連携に係る社会経済状況の変化―について）
 - 2 都市における広域連携の必要性（①広域圏構想の展開②広域連携の現状、課題及び問題③広域連携の多面的な役割―について）
 - 3 今後の都市における広域連携のあり方（①新しい形の広域連携の動き（遠隔型連携）②広域連携の課題及び問題解決の方向性③広域連携の今後の方向性―について）



都市研総会の模様

【4面から続く】

をした。続いて、事務報告、29年度要望事項の結果概要等について了承し、協議に入った。

「平成30年度本協議会活動(案)について」では、▽協議すべきテーマ▽要望すべき項目について協議、原案の通りとした。

協議すべきテーマには①多様な大都市制度の創設等②議会の権能強化③東京開催の研究会の運営のあり方についてを挙げた。このうち、②について、寺田一博京都市議会議長から、議会の権能強化の推進とともに、議会の役割の広報の充実について提案があり、30年度に照会、意見交換を行うとした。

要望すべき項目には①多様な大都市制度の早期実現②地方財源の充実確保③災害対応法制の見直し④地方議会議



挨拶する松原会長



発言する山田会長

員の厚生年金への加入を掲げた。このうち、③について、今通常国会への法案提出がない場合には、引き続き要望すべき項目とした。④について、山田一仁札幌市議会議長(＝全国市議会議長会会長)から、「現在、与党で今通常国会への法案提出、成立に向け調整中であり、全国市議会議長会では法案成立に向け全力で取り組む。本協議会でも地元選出国會議員に対し、早急に要請をお願いしたい」旨の発言があった。山田会長の発言、大阪市の反対の立場、加入賛同の意見書提出が指定都市(20市)中8市であることなどを勘案し、国会の動向をみるため、引き続き要望すべき項目とし、取り扱いを協議していくとした。



指定協総会の模様



指定協次期会長
山下昌彦(大阪)

「平成30年度本協議会会議日程(案)について」では、予算日程をそれぞれ原案の通り決定した。

「平成30年度国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員の推薦について」では、従来通り、次期正副会長市長を委員として、うち会長市長を委員長として推薦することを決定した。

「役員改選」では、役員選考基準に基づき、次期会長に山下昌彦大阪市長、次期副会長に永田雅紀広島市長

議会人事

※年の表記がないものは30年

- ▽議長
- ▽高岡 狩野安郎(29・11・20)
- ▽御所 南 満(29・12・22)
- ▽南九州
- ▽鳴門 伊瀬知正人(29・12・25)
- ▽上田 秋岡芳郎(29・12・26)
- ▽柳井 小林隆利(1・11)
- ▽藤沢宏司(1・11)
- ▽南山修一(1・16)
- ▽西村幸吉(1・16)
- ▽島田和雄(1・24)
- ▽丹野政喜(2・1)
- ▽三浦芳一(2・1)
- ▽戸田 中嶋通治(2・5)
- ▽吉川 田中政司(2・5)
- ▽茨木 桂 睦子(2・8)
- ▽坂見英幸(2・9)

- ▽都城 榎木智幸(2・13)
- ▽津 岡 幸男(2・14)
- ▽取手 入江洋一(2・15)
- ▽糸島 田原耕一(2・16)
- ▽西条 児玉千春(2・19)
- ▽香取 伊能敏雄(2・20)
- ▽副議長
- ▽高岡 福井直樹(29・11・20)
- ▽南九州
- ▽鳴門 山下つきみ(29・12・25)
- ▽東谷伸治(29・12・26)
- ▽安藤友博(1・11)
- ▽三島好雄(1・11)
- ▽田中策次郎(1・16)
- ▽林 隆文(1・16)
- ▽伊藤 保(1・24)
- ▽小野泰弘(2・1)
- ▽細田昌孝(2・1)
- ▽吉川 五十嵐恵千子(2・5)

会議長、次期監事に北川道夫神戸市議会議長、井上秀作北九州市議会議長を選任した。新役員を代表して、山下次期会長から「新役員一同、協議会活動の充実強化と指定都市議会の発展に向け、全力を傾注する」などの挨拶をした。なお、新役員の就任日及び任期は、30年4月1日から1年間。

「第16回総会開催地について」では、8月開催予定の総会の開催地を広島市に決定した。研究会では、江藤俊昭・山梨学院大学大学院社会科学部研究科長・法学部教授から「議



講演する江藤山梨学院大学教授

選監査委員制度をめぐる論点―自治法の一部改正を議会力アップに活用―と題し、①議選の選挙制を考える視点②地制調等における議論③議会からの政策サイクルと議選の連動④議選を廃止する場合の対応⑤自治法改正を議会力アップに⑥補足・監査制度の留意点―についての説明を聴取し、あらかじめ提出していた質問に対しての回答を受けた。

▽嬉野 山下芳郎(2・5)	▽茨木 大野幾子(2・8)	▽都城 長友潤治(2・13)	▽津 藤本ともこ(2・14)	▽取手 小松康之(2・14)	▽糸島 堀田 勉(2・16)	▽西条 高橋章哲(2・19)	▽香取 久保木清司(2・20)	▽事務局長	▽等間 渡辺光司(1・10)	▽上尾 矢嶋久司(2・1)	▽津 浅井英幸(2・1)
---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-------	----------------	---------------	--------------

3月5日現在の市区数	
指定都市	20市
中核市	48市
施行時特例市	36市
一般市	687市
特別区	23区
計	814

(公財) 後藤・安田記念東京都市研究所
(旧・東京市政調査会)
第47回『都市問題』公開講座

「地域をゆたかにする文化の力」

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に適ったテーマを選び開催しています。

第47回は次のような趣旨により、「地域をゆたかにする文化の力」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

○開催趣旨

祭り、民俗芸能、工芸・芸術、街並みなどに代表される地域文化は、その地域の「貌」を作り上げるものである。それは地域の個性・唯一性を生み出すものであり、そこに住まい、時にその担い手となる人々の活力と地域への愛着を醸成するものでもある。また、有形無形の地域文化を目指し、地域の外から人々が訪ねてくることも珍しくない。このように考えるならば、地域文化を守り・興すことが、その地域を守り・興すことにつながると言えないだろうか。本講座では、地域文化を継承・創造し、人口減少や少子高齢化、経済活動の低迷などに悩む地域を変えてゆくその道筋について考える。

○日程

2018年4月14日(土) 13:30~16:30(開場13:00)
日本プレスセンター 10階ホール
(〒100-0011 東京都千代田区幸町2-2-1)

○出演者

基調講演 佐藤 一子氏(東京大学名誉教授)
パネルディスカッション 小岩秀太郎氏((公社)全日本郷土芸能協会理事・事務局次長)
平田 大一氏(沖縄文化芸術振興アドバイザー/演出家)
渡辺 靖氏(慶應義塾大学SFC教授)
小島多恵子氏(サントリー文化財団上席研究員)〈司会〉

○参加費:無料

○参加申込み:後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ(<http://www.timr.or.jp>)からお申込みください。

○申込み期限:2018年4月12日(木)
※満席となりしだい受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

○問合せ先:後藤・安田記念東京都市研究所
TEL:03-3591-1239、FAX:03-3591-1209



挨拶する安倍総理

北方領土早期返還目指し
アピール採択

北方領土返還要求全国大会

北方領土返還要求運動連絡協議会・地方六団体・内閣府で構成する北方領土返還要求全国大会実行委員会(委員長 照屋仁士・日本青年団協議会会長)は、2月7日の北方領土の日、国立劇場で、平成30年北方領土返還要求全国大会を開催した。本会からは山田一仁会長(札幌市議会議長)らが出席した。

※北方領土の日
毎年2月7日。昭和56年1月6日に閣議了解した「『北方領土の日』について」に基づき、北方領土問題に対する国民の関心と理解

大会は2部構成。第1部では、元島民関係者、運動関係者代表らのトークを行った。第2部の式典では、照屋委員長、安倍晋三・内閣総理大臣から、「北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する決意をしっかりとあらためて表明する」などの挨拶があった。続いて、各界各層代表、河野太郎・外務

をさらに深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために設けられた。なお、2月7日は1855年に日魯通好条約が調印された日。

大臣、江崎鐵磨・北方対策担当大臣の挨拶の後、一刻も早い北方四島の返還実現を目指して、決意表明(下掲)を含む「平成30年大会アピール」を採択した。なお、北方領土返還については、本会の地方行政委員会で①早期返還の実現②北方領土隣接地域の振興対策等③北方四島における共同経済活動

の実現」を要望している。

※決意表明

- 一、私たちは、北方四島の返還実現を目指し行動を推進します。
- 一、私たちは、地域・職場・学校・家庭など、あらゆる場で啓発活動を行うとともに、返還実現に向けた政・官・民のさらなる団結を深めます。
- 一、私たちは、全国の仲間との連携をさらに深め、署

名活動をより一層推進します。

- 一、私たちは、四島相互交流の枠組みなど、あらゆる機会を活かし、北方四島の返還こそ我が国とロシアとの真の友好と信頼関係を築き、ひいては世界の平和に寄与するものであることを訴えます。
- 一、私たちは、北方領土に残存する日本の建物保存に取り組みます。

災害救助法を適用

2月4日からの大雪による災害により、福井県は2月7日、福井市、あわら市、坂井市の3市に災害救助法を適用し、9日には大野市、勝山市、鯖江市の3市ほか2町を追加適用した(いずれも2月6日適用)。また、15日にも越前市を追加適用した(2月13日適用)。

連日の降雪により、新潟県は2月14日、長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市の4市ほか1町に災害救助法を適用した(2月14日適用)。

災害救助法は、「災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)

特別交付税を繰上げ交付

総務省は2月23日、今冬の大雪等により多大な被害を受けた17道県の74市79町10村(計163団体)に対し、特別交付税の3月交付分の一部(30%)となる218億6700万円の繰上げ交付を決定し、26日に現金交付した。

交付対象は災害救助法が適用された市町村、または積雪積算値が1000cm日超かつ平年の1.32倍以上の市町村。